

救急車の適正利用にご協力をお願い致します!

平成27年中の川崎市内の救急出場件数は65,825件で、前年に比べ928件増加しました。病院に救急搬送された方のうち約6割は入院を必要としない軽症の方でした。

緊急性のある患者さんのもとへ少しでも早く到着し、一人でも多くの方の命を救うために、今一度、救急車の適正な利用について、ご理解とご協力をお願い致します。

<不適切な救急車の要請の例>

- ・無料で病院に搬送してもらえから
- ・病院の待合室で待ちたくなかったから
- ・病院がどこにあるか分からないから

**川崎市救急医療情報センター**

川崎市では受診する病院などが分からない方のために、川崎市救急医療情報センターで病院や診療所の業務案内を行っております。それに加え、病院までの交通手段がない方のために、救命講習を修了した乗務員が運転するタクシーや民間救急車の案内、手配などの「サポート救急」も行っております。



サポート救急（タクシー・民間救急車）

川崎市救急医療情報センター

044-222-1919

※タクシーや民間救急車の利用は有料になります。

※緊急性のある場合は、速やかに119番で救急車を要請してください。

救急の日&救急医療週間

1 毎年9月9日は救急の日

- ・毎年「きゅうきゅう」の語呂合わせに由来して、9月9日は救急の日に制定されています。
- ・救急医療関係者の意識を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的にしています。

2 救急医療週間（平成28年9月4日～9月10日）

- ・「救急の日」を含む1週間は「救急医療週間」となっています。
- ・この期間中には応急手当の講習会等が川崎市内で行われます。



掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119